

# 令和4年 第12回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和4年7月21日(木)  
午後1時30分

場 所 ワークファンルーム会議室1・2

## 日 程

### 1 開 会

### 2 点 呼

### 3 前回会議録の承認

- (1) 第11回川口市教育委員会定例会会議録

### 4 教育長報告

- (1) 6月市議会定例会の概要について  
(2) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について

——別添1  
——当日1(秘)

### 5 協議事項

- (1) 9月市議会案件について

——当日2(秘)

### 6 議 事

- 議案第91号 川口市立図書館設置及び管理条例施行規則の  
一部を改正する規則について  
議案第92号 川口市学校給食運営審議会への諮問について  
議案第93号 職員の処分について

—— 1  
——当日3  
——当日4(秘)

### 7 その他

- (1) オンライン社会科見学「いもの工場を見学しよう」実施報告

—— 8

### 8 閉 会

議案第91号

川口市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和4年7月21日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立図書館設置及び管理条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市立図書館管理規則

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 図書館サービス

第1節 通則（第3条—第5条）

第2節 図書館資料の利用等（第6条—第12条）

第3節 移動図書館（第13条・第14条）

第4節 視覚障害者等サービス等（第15条—第20条）

第3章 補則（第21条）

附則

第1条中「の施行」を「第8条の規定に基づき、川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）並びに川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）並びに川口市立中央図書館芝園分室（以下「芝園分室」という。）（以下「図書館」と総称する。）の管理運営」に改める。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条第2号中「前号に規定する」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 電子図書資料 図書館資料のうち、電磁的記録であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用可能なものをいう。

第2条に次の1号を加える。

(4) 録音図書等 録音図書（図書館資料のうち、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するために図書資料の内容を録音したものをいう。）及び点字図書をいう。

第3条第1項中「川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）」を「中央図書館」に改め、同条第2項中「川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）」を「地域図書館」に改め、同条第3項中「川口市立中央図書館芝園分室（以下「芝園分室」という。）」を「芝園分室」に改める。

第4条第1項第3号中「第3項」を「次項」に改める。

第5条の見出し中「制限」を「禁止」に改める。

「第2節 図書資料等の利用」を「第2節 図書館資料の利用等」に改める。

第6条第1項中「図書館資料の館外利用」を「図書館資料（電子図書資料を除く。第12条を除き、以下同じ。）の館外利用、電子図書資料の利用」に、「以下「館外利用等」を「第4項において「館外利用等」に、「者」を「もの」に、「様式第1号の利用券（以下「利用券」という。）の交付」を「登録」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「者」を「もの」に、「氏名」を「氏名等」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「申請」を「申込み」に、「毎」を「ごと」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

第7条を次のように改める。

（同時に館外利用ができる図書館資料）

第7条 同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

第8条及び第9条を削り、第10条中「貸出を受けた」を「館外利用をしている」に、「返納」を「返却」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（団体利用）

第9条 市内の事業所、機関又は団体（次項において「団体等」という。）は、図書資料を館外利用することができる。

2 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書資料の点数及び1の図

書資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(電子図書資料の利用)

第10条 市内に住所を有する者又は教育委員会が特に認める者は、電子図書資料を利用することができる。

2 同時に利用することができる電子図書資料の点数及び1の電子図書資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

3 その他電子図書資料の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第11条から第13条までを削り、第14条中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とする。

第16条中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同条を第2章第3節中第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

第14条 移動図書館の巡回場所、日程その他移動図書館の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第17条及び第18条を削る。

「第4節 視覚障害者等サービス」を「第4節 視覚障害者等サービス等」に改める。

第19条中「並びに録音図書及び点字図書」を「及び録音図書等」に改め、同条を第2章第4節中第15条とする。

第20条第1項中「視覚障害者等で市内に居住し、又は通勤し、」を「視覚障害者等であって、市内に住所を有し、又は通勤」に、「者」を「もの」に改め、同項ただし書中「、特別の理由」を「特別の理由」に改め、同条第2項中「登録し」を「その旨を申し出」に改め、同条第3項を削り、同条を第16条とする。

第21条中「者」を「とき」に改め、同条を第17条とする。

第22条第1項中「録音図書及び点字図書（以下この条において「録音図書等」という。）」を「録音図書等」に、「者」を「とき」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 同時に館外利用をすることができる録音図書等の点数及び1の録音図書等を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

第22条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(宅配による館外利用)

第19条 録音図書等の館外利用をしようとする者は、これを宅配により行うことができる。この場合における館外利用の手続その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 前項の規定によるもののほか、市内に住所を有する者であって、図書館資料（録音図書等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の館外利用及び返却のために来館することが困難と認められるものは、これを宅配により行うことができる。

3 宅配により図書館資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめその旨を申し出なければならない。

(宅配による利用の手続)

第20条 前条第2項の宅配による図書館資料の館外利用をしようとするときは、教育委員会に申し込まなければならない。

2 図書館資料の返却に要する費用については、当該宅配を希望した者の負担とする。

3 その他宅配による図書館資料の館外利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第23条を削る。

第24条第3項中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に改め、同条を第3章中第21条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条、第9条、第10条、第18条関係）

種別	点数		利用期間	
	図書資料	一般	20冊以内	一般
団体等		50冊以内	団体等	4週間以内
一般録音テープ又は語学用コンパクトディスク	合計3点以内		2週間以内	
語学用コンパクトディスク以外のコンパクトディスク、ビデオテープ又はデジタルバーサタイルディスク	合計5点以内		2週間以内	

電子図書資料	合計 3 点以内	2 週間以内
録音図書等	合計 2 0 点以内	4 週間以内

備考

- 1 移動図書館における図書館資料の館外利用の利用期間は、移動図書館の巡回をする場所に巡回をした日から当該巡回場所に係る次の巡回をする日までの間とする。
- 2 宅配により図書館資料の館外利用をしたときの利用期間は、宅配に要する期間を含めて4週間以内とする。
- 3 点数及び利用期間に関し、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

様式第1号を削り、別表の次に次の様式を加える。

別記様式 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式

(表面)

川口市立図書館 利用カード

なまえ

このカードは川口市の図書館で共通に使えます。本やCDなどを借りるときは、必ずお持ちください。

(裏面)

- このカードは、登録した本人のみ使用できます。ほかの人に貸したり、ゆずったりしないでください。
- カードをなくしたときや、住所、電話番号などがかわったときは、図書館までお知らせください。

## 川口市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

## 1 改正の趣旨

図書館利用者の利便性を向上させるため、図書館資料の貸出点数を引き上げるとともに、電子図書サービスを実施し、併せて来館困難者に対し宅配サービスを実施するため必要な事項を定めるもの。

## 2 改正の内容

- (1) 題名を川口市立図書館管理規則に改めるもの。
- (2) 同時に館外利用することができる図書資料の点数を現行の10冊以内から20冊以内に、語学用CD以外のCD、ビデオテープ又はDVDにあつては現行の3点以内から5点以内に、録音図書等にあつては現行の10点以内から20点以内にそれぞれ引き上げるもの。
- (3) 原則として市内に住所を有する者は、電子図書資料を利用することができることとし、同時に利用することができる電子図書資料を3点以内、利用期間を2週間以内とするもの。
- (4) 原則として市内に住所を有する者であつて、図書館資料の館外利用及び返却のために来館することが困難と認められるものは、宅配により図書館資料を館外利用することができることとし、その場合はあらかじめ申し出なければならないこととするもの。
- (5) 宅配による場合の図書館資料の利用期間は、当該宅配に要する期間を含め4週間以内とし、図書館資料の返却に要する費用は、当該宅配を希望する者の負担とするもの。
- (6) その他必要な規定の整備を行うもの。

## 3 施行期日

令和4年10月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

(2) パブリック・コメント

実施済み・不要



をいう。

(3) 電子図書資料 図書館資料のうち、電磁的記録であって、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用可能なものをいう。

(4) 録音図書等 録音図書（図書館資料のうち、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するために図書資料の内容を録音したものをいう。）及び点字図書をいう。

（利用時間）

第3条 中央図書館 の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

2 地域図書館

の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

3 芝園分室 の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

（休館日）

第4条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 図書特別整理期間（年2回以内、かつ、1回につき5日以内で教育委員会が定める期間をいう。次項において同じ。）

2 (略)

（利用の禁止）

をいう。

(3) 録音図書 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害がある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するために図書館資料の内容を録音したものをいう。

（利用時間）

第3条 川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

2 川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

3 川口市立中央図書館芝園分室（以下「芝園分室」という。）の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)・(2) (略)

（休館日）

第4条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 図書特別整理期間（年2回以内、かつ、1回につき5日以内で教育委員会が定める期間をいう。第3項において同じ。）

2 (略)

（利用の制限）

第5条 (略)

第2節 図書館資料の利用等

(利用券)

第6条 図書館資料(電子図書館資料を除く。第12条を除き、以下同じ。)の館外利用、電子図書館資料の利用その他教育委員会が定めるサービスの利用(第4項において「館外利用等」という。)をしようとするものは、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3 利用券は、利用者の申込みに基づき3年ごとに更新するものとし、その手続は、第1項の規定を準用する。

4 (略)

5 利用券を有するものは、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名等を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 (略)

(同時に館外利用ができる図書館資料)

第7条 同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

第5条 (略)

第2節 図書資料等の利用

(利用券)

第6条 図書館資料の館外利用

\_\_\_\_\_その他教育委員会が定めるサービスの利用(以下「館外利用等」という。)をしようとする者は、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、様式第1号の利用券(以下「利用券」という。)の交付を受けなければならない。

2 利用券は、利用者の申請に基づき3年毎に更新するものとし、その手続は、前項の規定を準用する。

3 (略)

4 利用券を有する者は、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

5 (略)

(同時に館外利用ができる図書資料)

第7条 同時に館外利用をすることができる図書資料は、10冊以内とし、1の図書資料を連続して利用することができる期間は、2週間以内とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(準用)

第8条 第6条及び第14条の規定は、一般録音テープ、コンパクトディスク、ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスクの館外利用について準用する。

(同時に館外利用ができるコンパクトディスク等)

第9条 同時に館外利用をすることができるコンパクトディスク、ビデオテープ及びデジタルバーサタイルディスク(次項において「コンパクトディスク等」という。)の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般録音テープ又は語学用コンパクトディスク 合計3点以内

(2) 語学用コンパクトディスク以外のコンパクトディスク、ビデオテープ又はデジタルバーサタイルディスク 合計3点以内

2 前項の規定により館外利用をする場合における1のコンパクトディスク等の利

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしている者が返却を怠り、督促をしても返却に応じない場合は、別に定めるところにより、その者に対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第9条 市内の事業所、機関又は団体（次項において「団体等」という。）は、図書資料を館外利用することができる。

2 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書資料の点数及び1の図書資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(電子図書資料の利用)

第10条 市内に住所を有する者又は教育委員会が特に認める者は、電子図書資料を利用することができる。

2 同時に利用することができる電子図書資料の点数及び1の電子図書資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

3 その他電子図書資料の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(館外利用の制限)

第11条 教育委員会が館外利用を不相当と認めた図書館資料については、館外利用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

用期間は、2週間以内とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の制限)

第10条 教育委員会は、図書館資料の貸出を受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合は、別に定めるところにより、その者に対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第11条 図書資料の団体利用をすることができるものは、市内の事業所、機関又は団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(準用)

第12条 第6条及び第10条の規定は、図書資料の団体利用について準用する。

(同時に団体で館外利用ができる図書資料)

第13条 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書資料は、50冊以内とし、1の図書資料を連続して利用することができる期間は、1月とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(館外利用の制限)

第14条 教育委員会が館外利用を不相当と認めた図書資料については、館外利用をすることはできない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第12条 (略)第3節 移動図書館  
(移動図書館)第13条 市内を巡回して、図書館資料の貸出等を行うため、移動図書館を設ける。第14条 移動図書館の巡回場所、日程その他移動図書館の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。第4節 視覚障害者等サービス等(対面朗読等)第15条 図書館は、視覚障害者等に対して、対面朗読及び録音図書等  
の貸出等(次条において「対面朗読等」という。)を行う。(対面朗読等を利用できる者)第16条 対面朗読等を利用することのできる者は、視覚障害者等であつて、市内  
に住所を有し、又は通勤若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会が特  
別の理由があると認める場合は、この限りでない。2 対面朗読等を利用しようとする者は、あらかじめその旨を申し出なければならない。(対面朗読の利用の手続)第17条 対面朗読を利用しようとするときは、あらかじめ希望する日時等を教育  
委員会に申し込まなければならない。(録音図書等の利用の手続)第18条 録音図書等を利用しようとするときは、教育委員会に申し込まなければならない。第15条 (略)第3節 移動図書館  
(移動図書館)第16条 市内を巡回して、図書資料の貸出等を行うため、移動図書館を設ける。(準用)第17条 第6条及び第10条の規定は、移動図書館の利用について準用する。(同時に利用できる図書資料の範囲)第18条 同時に利用できる図書資料は、10冊以内とし、1の図書資料を連続し  
て利用することができる期間は、移動図書館の巡回をする場所に巡回をした日か  
ら当該巡回場所に係る次の巡回をする日までの間とする。第4節 視覚障害者等サービス(対面朗読等)第19条 図書館は、視覚障害者等に対して、対面朗読並びに録音図書及び点字図  
書の貸出等(次条において「対面朗読等」という。)を行う。(対面朗読等を利用できる者)第20条 対面朗読等を利用することのできる者は、視覚障害者等で市内に居住し、  
又は通勤し、若しくは通学する者とする。ただし、教育委員会が、  
特別の理由があると認める場合は、この限りでない。2 対面朗読等を利用しようとする者は、あらかじめ登録し  
なければならない。3 前項の規定による登録をした者は、その住所又は氏名を変更した場合は、速や  
かに教育委員会に届け出なければならない。(対面朗読の利用の手続)第21条 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日時等を教育  
委員会に申し込まなければならない。(録音図書等の利用の手続)第22条 録音図書及び点字図書(以下この条において「録音図書等」という。)を利用しようとする者は、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、  
録音図書等の館外利用については、電話又は郵便により申し込むことができる。

2 同時に館外利用をすることができる録音図書等の点数及び1の録音図書等を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(宅配による館外利用)

第19条 録音図書等の館外利用をしようとする者は、これを宅配により行うことができる。この場合における館外利用の手続その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 前項の規定によるもののほか、市内に住所を有する者であつて、図書館資料（録音図書等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の館外利用及び返却のために来館することが困難と認められるものは、これを宅配により行うことができる。

3 宅配により図書館資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめその旨を申し出なければならない。

(宅配による利用の手続)

第20条 前条第2項の宅配による図書館資料の館外利用をしようとするときは、教育委員会に申し込まなければならない。

2 図書館資料の返却に要する費用については、当該宅配を希望した者の負担とする。

3 その他宅配による図書館資料の館外利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 補則

(寄贈及び寄託)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取扱いをするものとする。この場合において、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託した者の承認を得なければならない。

4 (略)

2 同時に館外利用をすることができる録音図書等は、10点以内とし、1の録音図書等を連続して利用することができる期間は、1月以内とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(準用)

第23条 第10条の規定は、録音図書等の利用について準用する。

第3章 補則

(寄贈及び寄託)

第24条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取り扱いをするものとする。ただし、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託した者の承認を得なければならない。

4 (略)

別表（第7条、第9条、第10条、第18条関係）

種別	点数		利用期間	
	図書資料	一般	20冊以内	一般
	団体等	50冊以内	団体等	4週間以内
一般録音テープ又は語学用コンパクトディスク	合計3点以内		2週間以内	
語学用コンパクトディスク以外のコンパクトディスク、ビデオテープ又はデジタルバーサタイルディスク	合計5点以内		2週間以内	
電子図書資料	合計3点以内		2週間以内	
録音図書等	合計20点以内		4週間以内	

備考

- 1 移動図書館における図書館資料の館外利用の利用期間は、移動図書館の巡回をする場所に巡回をした日から当該巡回場所に係る次の巡回をする日までの間とする。
- 2 宅配により図書館資料の館外利用をしたときの利用期間は、宅配に要する期間を含めて4週間以内とする。
- 3 点数及び利用期間に関し、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## その他（１）

### オンライン社会科見学「いもの工場を見学しよう」実施報告

#### 1 趣旨

川口市の歴史ある地場産業の鋳物づくりについて、小学校３年生社会科の学習内容に沿って解説することを通して、本市の歴史に対する興味関心を高め、郷土への誇りと愛情を育む。

#### 2 主催

文化財課・指導課

#### 3 実施概要

- ・ 6月24日（金） 13：15～14：15  
有限会社河村鋳造所、株式会社日三鋳造所  
33校3, 227人参加（市立小学校 第3学年児童）
  - ・ 6月28日（火） 13：10～14：10  
富和鋳造株式会社  
16校1, 311人参加（市立小学校 第3学年児童）
- 計49校4, 538人参加（うち、自宅で視聴した児童21人）

#### 4 方法

- ・文化財課と指導課の職員が鋳物工場からライブで配信した。
- ・タブレットPCを活用し、テレビ会議を通じて行った。

#### 5 内容

第3学年社会科 単元名「ものをつくる仕事 -いもの工場の仕事-

①見学の趣旨、川口の鋳物の歴史の説明（文化財課職員）

②湯入れの見学

③働く人の様子（工場内の暑さ、服装、気をつけること）

④作業工程の見学（砂型→製品の取り出し→砂を落とす→仕上げ）

\*原材料や産地、製品の出荷先など、質問は随時チャットで受け付けた。

⑤お礼、終了の挨拶

## 6月市議会定例会の概要について

川口市教育委員会

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(教育総務課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>碓 康雄 議員 (立憲)</p> <p>6 いじめ裁判に関連して                      (1) 責任の所在について                      イ 担当した教育委員会職員への処分について</p> <p>(要望)</p> <p>当時の教育委員会の担当職員を処分したとのことだが、当時の担当職員の判断を維持し、裁判を継続した後任の職員の責任を問う必要はないのか、指摘させていただく。</p> <p>柳田 力 議員 (自民)</p> <p>3 学校教育施設について                      (1) 長寿命化計画について                      ・長寿命化計画を踏まえ、施設整備をどのように進めていくのか</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 当時の学校教育部長については、令和4年3月23日に戒告の懲戒処分を行っている。</p> <p>また、当時の指導課長については、令和4年4月8日に戒告の懲戒処分を受けている。</p> <p>なお、特別職である教育長については、法令上、処分対象にあたらないが、給料の一部を自主返納している。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 「川口市学校施設長寿命化計画」については、学校施設を将来にわたって安全・安心に使い続けるために、学校施設の老朽化の状況を把握し、学校施設に求められる機能や役割を考慮しながら、屋上防水、外壁塗装及び給排水管等の改修や更新に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るための</p>

<p>(3) 耐震化未実施施設について</p> <p>イ 旧芝園中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の活用について</li> </ul> <p>ウ 旧県陽高校について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の活用について</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>旧学校教育施設における敷地の有効活用の好事例として、夜間中学校である芝西中学校陽春分校は、旧芝園小</p>	<p>中長期的な整備方針、整備計画を示すことを目的に策定したところである。</p> <p>今後については、原則として5年ごとに計画の見直しを図ることとしているため、学校施設における課題や社会情勢の変化を踏まえ、本計画に基づき、大規模改修や改築等を実施していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 旧芝園中学校においては、地域等のスポーツ団体の皆様にグラウンドを開放しており、教室棟などについては、防災倉庫等の一時的な保管場所として、利活用しているところである。</p> <p>現在のところ、今後の方向性や整備計画等は、決まっていないが、関係部局と連携を図りながら、全庁的な視点から引き続き検討していきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 旧県陽高校においては、耐震性を確保している、陽春会館を芝西中学校陽春分校として、令和6年3月末までの暫定利用をしている。</p> <p>また、教室棟などについては、物品の一時的な保管場所として、利活用しているところである。</p> <p>現在のところ、今後の方向性等については、決まっていないが、関係部局と調整を図りながら、全庁的な視点から引き続き検討していきたいと考えている。</p>
---	--

<p>学校の土地の一部に建設する予定である。今後も引き続き、教育施設として、旧学校教育施設の有効活用を図るよう要望する。</p> <p>(4) 照明のLED化について ・小・中学校施設をLED照明に改修することについて</p> <p>(5) トイレの洋式化について ・更なるトイレの洋式化について</p> <p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>5 学校体育館・公民館の高天井水銀灯照明のLED化について ・今後計画的にLED照明に改修することについて</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 小・中学校の校舎などの照明をLEDに改修することについては、照明器具の交換の際に、必要に応じて適宜、LED照明に変更しているところである。</p> <p>今後についても、学校及び関係部局と調整を図りながら、大規模改修や改築等の機会を捉え、LED照明器具への改修について計画的に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 小・中学校のトイレの洋式化については、これまでのトイレの全面改修などに加え、学校要望を踏まえ必要に応じて部分的改修を行い、洋式トイレの整備に努めているところである。</p> <p>今後についても、学校及び関係部局と調整を図りながら、大規模改修や改築等の機会を捉え、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教室棟など施設ごとの配置を考慮して、トイレの環境改善を進めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 学校体育館及び公民館の高天井照明をLEDに改修することについては、施設における省エネルギー化等を推進するとともに、光源寿命が長くなることによって高所作業によるランプ交換回数や、ランニングコスト</p>
--	---

	<p>の削減などが図られるものである。</p> <p>こうしたことから、今後、学校及び関係部局と調整を図りながら、大規模改修や改築等の機会を捉え、LED照明器具への改修について計画的に取り組んでいきたいと考えている。</p>
--	--

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(生涯学習課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>奥富 精一 議員 (自民)</p> <p>4 男性用トイレにサニタリーボックスを設置することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の男性用トイレへの設置を検討して欲しいがいかがか</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 公民館においては、現在、33館のうち25館において、どなたでも利用いただける多目的トイレに、サニタリーボックスを設置しているところである。</p> <p>男性用トイレへの設置については、公民館の多目的トイレの設置状況を踏まえ、環境衛生や廃棄物の回収方法などに配慮しながら、設置に向けて検討していきたいと考えている。</p>

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(文化推進室)
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>4 美術館の整備について</p> <p>・関連する補正予算が今議会に提出されているが、美術館建設事業を今後どのように進めていくのか</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、本市が持続的な発展を遂げ「さらなる選ばれるまち川口」となるよう、取り組むべき政策の柱の一つとして、「選ばれるまちにふさわしい文化・芸術の高揚」を掲げている。</p> <p>本市においては、旧市民会館が閉館して久しく、川口総合文化センター・リリアや川口駅前市民ホール・フレンドィアは、多くの市民の皆様や他市からいらっしゃる方々にご利用いただいているため、極めて予約が取りにくいなどのご意見が寄せられており、文化施設が不足している状況にある。</p> <p>そのため、市民の心を豊かにする文化施設の増設は重要であり、施設建設の候補地の選定は、その効果が最大限となるよう、十分に考慮したいと考えている。</p> <p>このほど、美術館建設の候補地として、リリアの隣接地を新たに加えたところだが、折りしもリリアは大規模改修に着手する予定であり、改修に合わせて文化芸術機能を一体的に発揮すべく、美術館を含めた文化施設を増設することができないか、検討しているところである。</p> <p>これまで検討してきた栄町3丁目11番地区での美術館建設は、周辺の商店街との相乗効果による集客力が期待でき、街の活性化に繋がるものと思われるが、再開発による整備を想定しているため、時間を要するものと考えられる。</p>	

<p>石橋 俊伸 議員（公明）</p> <p>4 川口総合文化センター・リリアの大規模改修について</p> <p>(4) 大規模改修と一体的な美術館の整備について</p> <p>・リリアの大規模改修とあわせた、一体的な美術館整備について</p>	<p>一方で、リリアの隣接地については、リリアとの相乗効果が期待できることに加え、文化芸術の拠点として施設の集積が図れること、さらに、多数の彫刻が設置されている西公園が美術館との一体感を形成できることなどの利点があると考えている。</p> <p>今後、まずは、リリアの隣接地での建設の可能性、施設配置、概算工事費などについて、早急に調査、検討を行い、本市の文化芸術の振興に資するうえで、優位性が認められた場合には、あらためて建設候補地を変更した後基本設計を行い、スピード感をもって全力で取り組んでいく考えである。</p> <p>（市長）</p> <p>A 私は、市長就任以来、川口の元気づくりに取り組み、市政運営に全力を尽くしてきた。新たな任期の中でも、引き続き「文化・芸術の高揚」を掲げ、「さらなる選ばれるまち川口」となるよう、政策の実現に鋭意取り組んでいるところである。</p> <p>本市では、旧市民会館の閉館後、川口総合文化センター・リリアや川口駅前市民ホール・フレンディアが、多くの方のご利用により予約が取りにくいとの声をいただくなど、文化施設が不足している状況にあることから、新たな施設整備が必要であると考えている。</p> <p>このため、大規模改修に着手するリリアとその隣接地に一体的に美術館を整備することができないか検討すべく、関連する補正予算を今議会に提出したところである。</p>
--	---

<p>最上 祐次 議員（青嵐）</p> <p>8 地域から寄せられた意見について</p> <p>(2) 新たな市民ホールの設置について</p> <p>・美術館基本計画にうたわれている展示ホールを、小中学校の楽器演奏が可能な定員がリリア音楽ホールの半分程度のホールとして設置できないか</p>	<p>ご可決いただけたならば、まずは、リリアの隣接地での建設の可能性、施設配置、概算工事費などについて、早急に調査、検討を行い、本市の文化芸術の振興に資するうえで、優位性が認められた場合には、あらためて建設候補地を変更した後、基本設計に着手し、スピード感を持って事業の推進に取り組んでいく考えである。</p> <p>（教育総務部長）</p> <p>A 美術館建設基本計画において、美術館には「アートエリア」、「ものづくりエリア」、「イベントエリア」の三つのエリアを設けることとしている。そのうちの「イベントエリア」には、美術展示のほか、コンベンション、パーティー、音楽コンサートなど、多目的な利用ができる展示ホールを整備する予定である。</p> <p>整備にあたっては、議員提案の小中学校の楽器演奏が可能となるよう、音響設備や防音設備などについて検討していきたいと考えている。</p>
<p>碓 康雄 議員（立憲）</p> <p>5 川口駅周辺のまちづくりと川口市の均衡ある発展について</p> <p>(2) 美術館の建設地変更の検討について</p> <p>ア 美術館建設基本計画について</p> <p>・策定に十分な検討をしたといえるの</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A 美術館の候補地については、川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会からの答申</p>

<p>か。</p>	<p>に基づき、令和2年12月に美術館建設庁内会議、令和3年2月に部長会議を経て、栄町3丁目11番地区を選定し、同じく2月の「次世代支援・教育力向上特別委員会」に報告した。</p> <p>その後、建設用地を反映した川口市美術館建設基本計画(案)についてパブリック・コメントを実施し、必要な修正を行った基本計画(案)を5月の「次世代支援・教育力向上特別委員会」に報告し、市長決裁の後、令和3年6月15日の基本計画を策定したもので、十分な検討が行われたものと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p>
<p>イ 変更した場合の建設コストへの影響について</p> <p>・現行計画と比べてどのような変化があるのか。</p>	<p>A 栄町3丁目11番地区における整備では、市所有地を権利変換することにより建設コストの縮減が図られ、一方、リリアの隣接地では、リリアの大規模改修と一体的に整備することにより、スケールメリットによるコストの縮減が図られるものと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p>
<p>ウ 市民が望む機能の整備について</p> <p>・市民会館のような市民が利用しやすいホールを整備することは可能か。</p>	<p>A 美術館建設基本計画において、美術館には「アートエリア」、「ものづくりエリア」、「イベントエリア」の三つのエリアを設けることとしている。</p> <p>そのうちの「イベントエリア」には、美術展示のほか、コンベンション、パーティー、音楽コンサートなど、多目的な利用ができる展示ホールを整備する予定である。</p>

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(文化財課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>板橋 博美 議員 (共産)</p> <p>6 安行近郊緑地保全区域の市街化調整区域内の土地利用について</p> <p>(2) 赤山城跡保存整備事業の用地取得で緑地資源の保存を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取り組みと今後の見通しについてどうか。</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>用地の購入については、多くの時間と費用がかかると思われるが、次世代に引き継ぐ必要がある大事な事業であるため、粘り強い交渉を続け、事業の目標を達成していただけるよう要望する。</p> <p>柳田 力 議員 (自民)</p> <p>2 公共施設マネジメントについて</p> <p>(3) 市街地施設付住宅の解体に伴う川口市立文化財センターの今後について</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 赤山城跡保存整備事業の今年度の取り組みとしては、地権者から約1,500㎡の用地を購入し、赤山陣屋跡地内の樹木管理等を実施していく予定である。</p> <p>今後についても、引き続き地権者の要望を伺いながら用地取得に努めるとともに、適切な樹木管理を実施し、事業の進捗に努めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 文化財センターは、本市の歴史や文化を広く市民に伝えていく施設であるが、本町市街地施設付住宅の解体に伴い、令和6年度頃に移転が必要である。</p> <p>今後、本市の歴史・文化を発信し、文化の高揚を図るために、郷土資料館との統合など</p>

	<p>も含め、川口市公共施設等総合管理計画に基づき、関係部局と協議を図り、将来的な施設のあり方について検討していきたいと考えている。</p>
--	--



	<p>連携を図り、Wi-Fiの導入による来館者への影響や整備方法などについて、調査・研究していきたいと考えている。</p>
--	---

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(スポーツ課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>石橋 俊伸 議員 (公明)</p> <p>5 市民生活向上の取り組みについて</p> <p>(4) 青木町公園総合運動場テニスコート利用者への駐車料金サービス券の提供について</p> <p>柳田 力 議員 (自民)</p> <p>6 地域の問題について</p> <p>(4) 芝スポーツセンター野球場の防球ネット改修について</p> <p>・防球ネットのかさ上げを含む改修について</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 青木町公園内のスポーツ施設をご利用されている方々は、自動車のほか、自転車やバスなど様々な交通手段でお越しいただいているところである。</p> <p>こうした中、同公園内の有料駐車場については、開設以来、無料の時間を設けるなど、利用者に配慮した料金設定となっていることから、テニスコート利用者への駐車料金サービス券の提供については難しいものと考えているところであるが、今後も、利用者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A スポーツ施設の改修については、利用者の皆様に安心して施設を利用していただけるよう、各施設の状況に応じて、計画的に実施しているところである。</p> <p>芝スポーツセンター野球場防球ネットのかさ上げを含む改修については、施設の安全管理等を考慮しながら、工事の施工方法などを含め、関係部局と連携を図り、計画的な改修に向けて、検討していきたいと考えている。</p>

<p>井上 薫 議員（共産）</p> <p>3 神根運動場周辺の整備について</p> <p>(2) 神根西公民館、北スポーツセンター、神根運動場等の利用に関する対応について</p> <p>・引き続き施設の利用ができるよう配慮していかなければと考えるが、どのように対応するのか</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A 本市では、埼玉県屋内50メートル水泳場の整備にあわせ、神根西公民館及び北スポーツセンターの建て替えを含む神根運動場周辺を一体的に整備する計画である。</p> <p>今後、事業の進捗により公民館やスポーツ施設の利用を休止する必要があることから、施設間の連携を図るとともに近隣の施設を案内するなど、当該施設を利用している皆様への影響が最小限となるよう努めていきたいと考えている。</p>
---	--

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(庶務課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>最上 祐次 議員 (青嵐)</p> <p>4 川口市立高等学校人工芝グラウンド再工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再工事に至った経緯を伺いたい</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>今後、市で施設等を建設する際には、利用者からのヒアリングなど、事前の調整をしっかりといただきたい。</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本施設は当初より、水害抑制の観点から、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を踏まえた市の指針に従い設計をしており、降雨時には水が溜まる機能を備えていた。一方で、運用開始後、学校側からは、雨が降った後もすぐに授業や部活動を再開したいとの声も上がっていた。</p> <p>このため、関係部局と調査検証を行い、既存工事の設計及び施工に問題はなかったものの、降雨後により速やかに利用できるよう改善が必要との見解に至り、改良工事を行ったものである。</p>

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(学務課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>碓 康雄 議員 (立憲)</p> <p>6 いじめ裁判に関連して                      (1) 責任の所在について                      ア 学校に勤務していた職員に対する処分について</p> <p>柳田 力 議員 (自民)</p> <p>3 学校教育施設について                      (2) 小中学校の適正規模・適正配置、統合・再編について</p> <p>古川 九一 議員 (自民)</p> <p>8 外国人児童生徒のこれからについて                      (5) 外国人児童生徒の不就学・不登校について</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 当時の校長については、令和4年3月23日に戒告の懲戒処分を受けている。                      また、当時の教頭と当時の部活動顧問については、同日に文書訓告を行っている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 小中学校の適正規模・適正配置、統合・再編については、「川口市小中学校適正規模適正配置基本方針(改訂版)」に基づき、児童生徒数の増減傾向を見極め、学区の見直しや統合等の再編が必要となる場合には、計画的に執り進めていく。                      また、学校施設の長寿命化計画に伴う統合・再編については、関係各課と連携を密にしながら、地域の実態や地域の意見等を踏まえ、慎重に執り進めていく考えである。</p>

<p>ア 外国人児童生徒の不就学の理由はなにか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市内公立小中学校における外国人児童生徒の不就学の理由としては、日本国内にある母国の学校へ就学することが大半を占めている。</p> <p>また、その他の理由としては、近く帰国の予定があることや、インターナショナルスクールへの就学などが主なものである。</p>
<p>イ 外国人児童生徒の就学を促す対応について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市に住民登録のある外国人児童生徒の就学については、教育委員会より各家庭へ指定校通知書を送付するとともに、就学意思が不明な家庭については、学校が家庭訪問等を実施し、就学を促している。</p> <p>また、外国人児童生徒の保護者より就学について相談があった場合には、日本語指導における支援等を丁寧に説明し、児童生徒が安心して学校に通えるよう支援を進めている。</p>
<p>荻野 梓 議員 (自民)</p>	
<p>5 発達障害がある子の教育支援について</p> <p>(1) 市立幼稚園での対応について</p> <p>ア 職員の配置状況</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立幼稚園については、幼児に手厚い支援を行うため、特色ある学校づくりを推進するアシスタント・ティーチャーや、特別な支援を要する幼児に対して適切な教育支援を行う特別支援教育支援員を職員として配置している。</p> <p>そのような中、令和3年度からは、アシスタント・ティーチャーを各園1名ずつ増員したところである。</p> <p>今後についても、アシスタント・ティーチ</p>

	<p>ヤーや特別支援教育支援員を適切に配置し、教育支援の充実に努めていく。</p>
--	---



<p>(要望)</p> <p>対象となる保護者に対して、その必要性についてアンケートを実施することを要望する。</p> <p>イ 通室支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の通室について支援は行えないか</li> </ul> <p>(2) 教育センター設置について</p> <p>碓 康雄 議員 (立憲)</p> <p>1 男女共同参画の推進について</p> <p>(1) 学校での取り組みについて</p> <p>ア 小中学校での男女混合名簿の使用について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 適応指導教室への小学生の通室については、通室時の安全面の観点から、保護者の送迎が必要であると要項で定められている。</p> <p>そこで、送迎が困難な家庭もあることから、児童や保護者の実態や希望に応じて、GIGAスクール端末を活用したオンライン教育相談等を令和4年4月より開設したところである。</p> <p>今後、小学生の通室要件については、研究課題としていく。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 本市において、教職員研修や教育相談の一層の充実を図る教育センターを設置することは、大変重要であると認識している。</p> <p>そこで、令和の日本型学校教育を実現すべくICTを積極的に活用する研修機能、研究機能、相談機能が図れる中核市としてふさわしいニューノーマルの教育センターの設置を目指し、建設規模も含めて、関係部局と連携を図り、検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校で使用する名簿については、現在、市内小学校18校、中学校12校が男女混合名簿を使用している。男女共同参画の推進が</p>
---	--



<p>ウ 職員が告発されたときに事実関係の把握をしなかったことについて</p> <p>(再質問)</p> <p>6 (2)アについて、以前質問をした「体罰を愛情表現という発言は許されるのか」という質問に対し、改めて答弁を求める。また、裁判の中でどのように明らかにしたのか。</p> <p>6 (2)イについて、弁護士の名前にはマスキングがしてあるのはなぜか。</p> <p>6 (2)ウについて、責任ある行政庁であれば、事実関係を把握する努力をするのは当然ではないか。問い合わせをしなかったのは教育委員会の判断か。検察から情報を出せないと言われたのか。</p> <p>柳田 力 議員 (自民)</p> <p>3 学校教育施設について</p> <p>(3) 耐震化未実施施設について</p> <p>ア 旧芝園小学校について</p>	<p>である。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の件については、当人も告発について知らされていなかったので、「事実関係について承知していない」との答弁をした。</p> <p>そのため、当人が告発状況を知り得ない中、当時、検察側から情報を得ることは難しいと判断したところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 発言は、当人の思いであり、体罰は学校教育法第11条で禁止されていると認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 当時、関係各課と協議をし、非公開と判断したものである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 当時、検察側から情報を得ることは難しいと判断したところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘のとおり、旧芝園小学校校舎に</p>
--	--

<p>芦田 芳枝 議員 (公明)</p> <p>2 教育について</p> <p>(2) 子どもの性に関する学習について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全中学校で市がカリキュラムを組んで、年間スケジュールを作成し取り組んでほしいが所見を聞きたい</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>連携を図り、早期に全中学校で実施し、小学校へ広げてほしい</p> <p>(3) 不登校支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の工夫を図り、工夫した取組をしてほしい</li> </ul>	<p>おける、現教育研究所の利用者及び所員の安全面の確保については、解決すべき重要な課題であると認識している。</p> <p>現教育研究所の耐震化については、新たな教育センターの設置も踏まえて、最善の方策が図れるよう、今後も関係部局と連携し、全庁的な視点から、引き続き、検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 性に関する指導に、外部講師を専門家として招くことは、性に関する正しい知識を定着させ、生徒が正しく情報を選択し、適切な行動を取る上で、大変有効であると認識している。</p> <p>現在、市内では、助産師等を外部講師に招き、性に関する指導を充実させている学校の実践例を周知しているところである。</p> <p>今後は、市教育委員会が関係機関と積極的に連携を図るとともに、市立学校長会議や養護教諭部会等で一層の周知に努め、外部講師を活用した性に関する指導が実施できるよう検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 不登校児童生徒に対するオンライン学習の実施は、学習保障の観点から効果的であると認識している。</p> <p>令和4年4月より、本市教育研究所の適応指導教室において、不登校児童生徒への支援</p>
---	--

<p>(4) 特別支援教育について</p> <p>ア 特別支援教育にかかる研修の更なる充実を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師の積極的な活用について</li> </ul> <p>イ 専門性を向上させる取り組みについて</p>	<p>として、児童生徒・保護者の要望に応じて、オンラインでの相談や学習支援ができるよう開設したところである。</p> <p>今後も、学校訪問や市立学校長会議を通じて、本取組について一層周知するとともに、不登校児童生徒の抱える様々な課題やニーズに寄り添った支援に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援教育に係る研修の充実を目的とした外部講師の活用は、特別支援教育の理解促進及び専門性の向上という観点から、非常に効果的であると認識している。</p> <p>令和4年度の「特別支援教育理解研修会」については、特別支援教育アドバイザー、教育研究所カウンセラーに加え、大学教授を外部講師として招致する予定である。</p> <p>引き続き、外部講師の招致を含め、さらなる研修会の充実を努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学校教諭免許状保有率を向上させることは、特別支援学級担当者の専門性を高め、特別支援学級に在籍する児童生徒の資質・能力を確実に伸ばすという観点から、大変重要であると認識している。</p> <p>現在、本市では、特別支援教育に関する研修会やアドバイザーが個別に担当を指導・助言する巡回教育相談を通じて、専門性の向上に努めているところである。また、特別支援学校教諭免許状保有率の向上については、県教育委員会主催の免許法認定講習を各学校に周知し、免許取得を積極的に支援しているところである。</p> <p>引き続き、特別支援教育の専門性と免許状保有率の向上に努めていく。</p>
--	--

<p>(5) A L Tの配置人数の拡充について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘のとおり、本市のA L Tは、現在、全小中学校数の半数以下の人数で運用しており、近隣市における常駐配置の状況と比べても、差が生じていることは認識している。特に、中学校26校に対しては、7名のA L Tを、学期に一度、各校の学級数に応じて、2週間から4週間程度の配置で運用している状況である。</p> <p>児童生徒が実際に生きた英語でやりとりをする場の一つとして、A L Tの存在と役割は非常に大きいことから、A L T配置人数の拡充に努めていく。</p>
<p>(6) 金融教育について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解し、より豊かな生活やよりよい社会を築くために主体的に行動できる態度を養うものであり、今後の教育で重要な分野であると認識している。</p> <p>さらに金融機関等、外部の専門家と連携し、児童生徒がより専門的かつ最新の情報に触れることで、効果的な授業が展開できるようになるものと考えている。</p> <p>このことから、外部の専門家を活用した金融教育の授業については、他の自治体の取り組みも参考とし、社会科に関わる研修会の場を活用して事例を周知し、各学校へ導入を働きかけていく。</p>
<p>5 障害児支援について</p> <p>(1) 肢体不自由児の特別支援学校の設立について</p>	<p>(教育長)</p> <p>A これまで特別支援学校設置については、多くの議員から質問をいただき、本市の児童生徒や保護者にとって、通学が大きな負担となっていることは十分承知している。このこ</p>

<p>(要望) 早期に進めるよう要望する</p> <p>(2) 医療的ケア児の支援について イ 小中学校での支援体制について</p> <p>(要望) 早急な体制整備を要望する</p> <p>6 人にやさしいまちづくりについて</p> <p>(1) ヤングケアラーについて エ スクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充について</p>	<p>とから、議員質問の本市への肢体不自由児の特別支援学校の設置については必要であると認識している。</p> <p>現在、所管である県教育委員会と協議を重ねており、特別支援学校の設置について働きかけを行っているところである。</p> <p>引き続き、県教育委員会との協議の中で、特別支援学校設置の必要性を伝えるとともに、特に、肢体不自由児の特別支援学校設置に向けては、これまで以上に強く要望していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 医療的ケア児に対して、学校において適切な支援を行うことは、保護者や児童生徒の負担軽減の観点から、喫緊の課題であると認識している。</p> <p>現在、医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるよう、看護師等の配置についてガイドライン等の作成を進めているところである。そこで、すでに医療的ケア児の在籍している小・中学校には、今年度中に看護師等を配置できるよう鋭意努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A スクールソーシャルワーカーは、不登校や虐待等の多岐にわたる諸問題の解消を図るため、福祉の視点をもって学校訪問並びに</p>
---	---

<p>オ 中高生の認知度を高めるための 広報・啓発について</p>	<p>家庭訪問を通じ、子供たちを取り巻く環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築を図っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの配置人数の拡充については、適正人数や配置方法等を検討し、引き続き、支援の一層の充実を図っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 国の実態調査では中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、児童生徒のヤングケアラーに対する認知度を高めることが非常に重要であると認識している。</p> <p>県では、昨年度小学校4年生から高校3年生までの全児童生徒に、発達段階に即した内容のヤングケアラーハンドブックを配布し、児童生徒への周知を図っている。</p> <p>今年度実施予定の実態調査の機会を活用し、児童生徒がヤングケアラーについて理解することができるよう、関係部局と連携し、広報・啓発に努めていく。</p>
<p>古川 九一 議員 (自民)</p> <p>7 こども110番の家について (1) 児童生徒及び保護者への周知について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が不審者に遭遇した際に逃げ込むことができる「こども110番の家」は、日常生活における安全確保のために大変有効であると認識している。</p> <p>「こども110番の家」については、各学校で所在地マップや地域安全マップを作成し、各家庭に配布したり、昇降口付近などの児童が目にしやすい場所に掲示したりするなど、周知を図っている。</p>

<p>(2) こども110番の家における代替わり等への対応について</p>	<p>また、一斉下校の際には、教員が児童の下校に付き添い、「こども110番の家」の場所の確認を行っているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 「こども110番の家」の代替わりの際には、各学校で継続や新規の登録を含め、年度ごとに協力先への挨拶周りをするとともに、安全マップについても、変更事項の随時修正を行っている。</p> <p>また、今年度より川口歯科医師会の社会貢献活動の一環として「こども110番の歯科医院」という制度が立ち上がったことから、市立学校長会議において周知したところである。</p> <p>今後も地域ぐるみで子どもたちの安全を守る本制度を児童生徒及び保護者に確実に伝わるよう各学校に指示していく。</p>
<p>8 外国人児童生徒のこれからについて</p> <p>(1) 日本語指導担当教諭への研修内容とその頻度について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 日本語指導教員への研修内容としては、外国人児童生徒の理解や、第二言語としての日本語習得に向けた具体的な指導、日本語能力の測定方法等について実施している。</p> <p>研修の頻度については、指導経験が1年もしくは2年の教員に対しては年4回、3年の教員には年3回、4年以上の教員には年1回、個々の指導技術の向上が確実に図れる研修プログラムを展開している。</p> <p>今後も、外国人児童生徒の増加が見込まれる本市のニーズを的確に把握し、効果的な研修を実践できるよう努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>(2) 日本語指導が必要な児童生徒に</p> <p>A 外国人児童生徒の日本語能力を測る判</p>

<p>対し判断基準としてテスト等はあるのか</p>	<p>断基準としては、対話を通して客観的に日本語能力を測定し、具体的な学習支援につなげる手法であるDLA測定の実施を、先進校で取り組むとともに、他校へも広めるよう研修を推進している。</p> <p>本市としては、今後、このDLAを市内小中学校に広く周知していくことで、日本語指導の必要性を判断する基準の明確化を図っていく。</p>
<p>(3) 外国人児童生徒の保護者への対応について</p> <p>ア メールやプリントの配布物についてどのような対応をしているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 外国人児童生徒の保護者の日本語理解力に応じて、配布物等の内容を理解できるよう対応することは、児童生徒が円滑に学校生活を送る上で、重要であると認識している。</p> <p>各学校においては、担任が配布物に平易な日本語で説明を書き加えたり、翻訳機やスマートフォンアプリで母国語に翻訳し個別に連絡をしたりする等、外国人児童生徒の保護者に寄り添った対応を行っているところである。</p>
<p>イ 授業参観・個人面談についてどのような対応をしているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 授業参観や個人面談など保護者に来校してもらう際には、翻訳機やアプリの利用の他、日本語を話すことができる親族・知人の同席を促している。</p> <p>さらに各学校が必要に応じて、川口市に登録している「川口市多言語ボランティア」等の通訳を依頼し、児童生徒の学習の様子や必要な情報を適切に伝えることができるように努めているところである。</p>
<p>(4) 外国人児童生徒の家庭学習へ向</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 外国人児童生徒の家庭学習の支援につ</p>

<p>けた支援対応について</p> <p>(5) 外国人児童生徒の不就学・不登校について</p> <p>ウ 外国人の不登校児童生徒の登校を促す対応について</p> <p>エ 長期にわたる家庭訪問について民間活力の利活用はどうか</p> <p>・教職員・教育委員会の負担軽減の観点から、民間活力を利活用したらどうか</p>	<p>いては、個々に日本語習得のレベルが異なることから、日本語指導教員による個別の支援を中心に行っている。</p> <p>その際、日本語指導教員は学級担任と密に連携を図り、在籍する学級の教科学習と日本語学習の統合を図るなど、習得レベルに応じた支援の充実に努めているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校では、文部科学省令和元年10月25日通知「不登校児童生徒への支援の在り方」に基づき、外国人不登校児童生徒と限定することなく、個々の状況に応じて家庭訪問や面談、学習支援などを行っている。</p> <p>その中で、日本語での対応が難しい家庭には、翻訳アプリの活用や他機関に通訳を依頼する等の対応を行っているところである。</p> <p>引き続き、不登校児童生徒や保護者の実情に応じて、寄り添った丁寧な対応ができるよう、各種教職員研修会等を通じて指導していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 議員指摘の家庭訪問についての民間活力の利活用については、当該児童生徒への対応の選択肢を広げるとともに、他機関との連携という観点でも、大変有効であると考えている。</p> <p>今後、個人情報の管理や教職員と家庭とのコミュニケーションを含む関わり方の課題等もあることから、他自治体の情報収集とともに、調査研究していく。</p>
--	---

<p>井上 薫 議員 (共産)</p> <p>1 障害児・者にやさしい行政を</p> <p>(3) 県立川口特別支援学校の過密解消のために</p> <p>ア 教育委員会として過密化の解消を県と協議していくこと</p> <p>イ 特別支援学級の全校配置を急ぐこと</p> <p>(4) 特別支援学校のスクールバスに看護師が同乗することを県に求めること</p> <p>(5) 市内に肢体不自由児も学べる特別支援学校の増設を</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口特別支援学校の過密化解消が、教育環境向上の課題となっていることは、承知しているところである。</p> <p>川口特別支援学校については、その所管が県教育委員会にあることから、特別支援教育に関する協議会等の機会において、過密化解消の具体策について働きかけていきたいと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の特別支援学級については、年々新設を進めている。現在、小学校34校、中学校15校に設置し、設置率は62%となっている。</p> <p>引き続き、適正規模、適正配置を目指し、全校設置も含め、計画的に設置を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学校のスクールバスに看護師が同乗することは、医療的ケアを必要とする児童生徒や保護者の負担軽減が図られるものと認識している。</p> <p>特別支援学校のスクールバスの運用については、その所管が県教育委員会にあることから、本市としては県教育委員会に働きかけを行っていきたいと考えている。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 本市に肢体不自由児も学べる特別支援学校が増設されることについては、通学負担</p>
--	--

<p>・協議の進捗状況も含めて</p> <p>(再質問)</p> <p>1 (3)アについて、協議会での「過密化解消の具体策」について働きかける内容について</p> <p>1 (5)について、公的な施設の活用を検討し提示することについての教育委員会としての考えは</p> <p>塩田 和久 議員 (青嵐)</p> <p>3 インターネット利用に関する学校での教育の必要性について</p> <p>(1) 消費者教育について</p>	<p>軽減やインクルーシブ教育のさらなる推進につながるものと認識している。</p> <p>現在、所管である県教育委員会と協議を重ねているところであるが、その中で肢体不自由児が学べる特別支援学校の設置について、県教育委員会に強く働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 来年度から開設する鳩ヶ谷高校内分校の事例を一例として話題にあげながら、過密化解消の具体策を検討するよう働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 肢体不自由児が通う特別支援学校は施設・設備面で様々な配慮が必要となることから、今後も、議員指摘のことも含め、特別支援学校の所管である県教育委員会と協議を重ねていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A インターネットが子どもたちの身近になる中、ネット上の決済等におけるトラブルの未然防止に向けて実生活に基づいた知識・理解を深めるなど、適切に対応できる力を育むことが重要であると認識している。</p> <p>消費者教育について、小学校では、買い物の仕組みや消費者の役割等を、中学校では、さらに売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応等について、家庭科を中心に指導を行っているところである。</p> <p>今後も、児童生徒の発達段階に応じた指導</p>
--	---

<p>(2) ネットトラブルやネット犯罪の防止に向けた取り組みについて</p>	<p>の充実が図られるよう、研修会や学校訪問等を通じて指導していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A ネットトラブルやネット犯罪の防止については、これまでも、各学校において、児童生徒や保護者を対象に企業や警察等による講習会を実施し、情報モラルに関する周知、啓発を行ってきた。</p> <p>現在、GIGAスクール端末を使用する際には、立ち上げた端末の画面に使用上のルールを表示するなど、日常的に情報モラルについて確認できる環境を整えている。また、授業においても、チャットやインターネット検索など活用の状況に応じながら、正しい使い方について指導しているところである。</p>
<p>4 小中学校の夏休み期間におけるプール施設活用について</p> <p>・学校施設のさらなる活用を行うのはいかがか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校のプールは、水泳運動系の学習で身に付ける資質・能力や事故防止の心得など、学習指導要領に即した児童生徒への教育を行うこととしている。</p> <p>このことから、夏休み中に学校のプールを自由に開放することは、監視員の確保及びその専門性の向上が課題となり、それに伴い水の事故につながる危険性が生じることから、実施は難しいものと考えている。</p>
<p>荻野 梓 議員 (自民)</p> <p>5 発達障害がある子の教育支援について</p> <p>(1) 市立幼稚園での対応について</p> <p>イ 実際の支援状況</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 幼児期に障害特性に合わせた支援を行うことは、幼児の成長及び小学校への円滑な</p>

<p>(2) 中学校の特別支援学級における進路指導について</p>	<p>接続の観点から大変重要であると認識している。</p> <p>市立幼稚園においては、特別な配慮を要する幼児の教育支援プランを作成し、目標や指導方法を明確にした上で、アシスタント・ティーチャーや特別支援教育支援員と連携を図り、指導を行っている。また、教職員の特別支援教育の専門性と指導力向上のため、指導主事と特別支援教育アドバイザーが幼稚園を訪問し、巡回教育相談や研修を行い、指導助言を行っているところである。</p> <p>引き続き、市立幼稚園において適切な早期支援が行われるよう指導助言していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学級における進路指導を充実させることは、生徒のよりよい進路選択のために重要であると認識している。</p> <p>個に応じた進路指導の充実のため、特別支援学級設置校連絡協議会では、各校の代表が集まる進路対策委員会において、情報共有及び情報交換を行っている。</p> <p>このことから、生徒一人一人に応じた丁寧かつ適切な進路指導が行われるよう、特別支援学校等からの情報を生かしながら、各学校へ指導助言をしているところである。</p>
-----------------------------------	--

令和4年6月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(学校保健課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>吉田 英司 議員 (自民)</p> <p>10 物価高騰等の学校給食への影響等について</p> <p>(1) 学校給食の工夫等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰の中、給食の提供においてどのような影響があり、またどのような工夫をしているのか</li> </ul> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金の活用により保護者負担軽減の検討を</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 物価高騰の中でも、安全安心で栄養バランスの取れた給食を提供し続けていくことは大変重要であると認識しているところである。</p> <p>現在、学校給食の現場においては、味付けされた加工品を使用せず揚げ物の衣付けを手作業にする、また、カット野菜を生野菜に変更して調理員がカットするなどの工夫をして対応している。</p> <p>しかし、果物の提供回数を減らしたり、肉の部位を変更するなど、提供する食材にも影響が出始めているところである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、これまで、未来を担う子どもたちへのさらなる教育の充実を図るため、市内小中学校へのエアコンの設置、全ての児童生徒に1人1台のパソコンを整備するGIGAスクール構想の実現、川口市立高等学校附属中学校の開設、通学路の安全対策、いじめ根絶に向けた取り組みの強化など迅速かつ着実に実施してきた。また、子どもたちとの時間を共有するため、積極的に学校行事へ参加したり、給食を一緒に食べたりしてきた。その時の子どもたちの元気で明るい様子や美味しそうに給食を食べている姿が印象に残っているが、コロナ禍において、様々な行事</p>

<p>(3) 今後の学校給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰が続く中、今後の見通しは</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>物価高騰は今後も続くことが予想される。事前に様々な検討をするよう要望する。</p>	<p>に制限がかかり、早く以前のような学校行事や給食の時間に戻ることを心から願っている。</p> <p>現在の物価高騰については、小麦、玉ねぎ、油など様々な食材が高騰し学校給食だけでなく、多くの家庭に影響を及ぼしており、早急にその対策を講じる必要があると認識している。</p> <p>議員指摘の地方創生臨時交付金の活用については、学校給食法において、食材に係る経費は保護者負担とする趣旨が規定されているが、物価高騰による子育て世帯の影響を軽減する観点から、地方創生臨時交付金の活用について前向きに検討し、少しでも保護者の負担を軽減できるよう努めていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 物価高騰が続く状況においては、現在の学校給食費で質、量とも維持して提供することは難しいものと認識しているところである。</p> <p>知識経験者やPTA関係者等で組織する学校給食運営審議会等の意見を参考にしながら、物価高騰の中でも安定的に学校給食を提供できるよう検討していく。</p>
---	---

<p>石橋 俊伸 議員（公明）</p> <p>1 学校給食について</p> <p>(1) 物価高騰に伴う現在の学校給食の状況について</p> <p>(2) 地産地消や国産農作物の使用について</p> <p>(3) 地方創生臨時交付金を活用して給食費の保護者負担軽減について</p>	<p>（学校教育部長）</p> <p>A 物価高騰の中でも、給食を安定的に提供し続けていくことは大変重要であると認識しているところである。</p> <p>しかし、給食に使用する食材においても物価高騰の影響を受けており、小麦を使用したものについては2年間で2割程度上昇したものもある。</p> <p>現在は、調理の工程を見直したり、肉の部位を変更するなどして対応している状況である。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 学校給食における地産地消については、令和3年度は地場農産物を使用した学校給食を延べ52校で、延べ118日実施した。使用している地場農産物や生産者を紹介し、食育の推進及び地域の生産者への理解を深めているところである。</p> <p>また、学校給食における国産食材の使用については、国の第4次食育推進基本計画に国産食材を使用する割合の目標値が定められていることから、本市においても引き続き、国産食材の使用に努めていく。</p> <p>（市長）</p> <p>A 学校給食には昼食の提供にとどまらず、学習教材の役割という面がある。食生活の乱れからくる肥満など、児童生徒の食生活を改善するため、給食を通して食に対する正しい知識や食習慣を身につけることができるよう、各校で取り組んでいるところである。</p> <p>また、現在川口の学校給食では、川口の特産品であるぼうふうを献立に取り入れたり、</p>
--	--

<p>板橋 博美 議員（共産）</p> <p>3 市民のくらしを守る取り組みを</p> <p>(4) 学校給食の無償化で教育費負担の軽減を</p> <p>ア 物価の高騰の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんな食材で影響が出ているか、どのような対応をしているか</li> </ul> <p>イ 給食費の無償化を実施することについて</p>	<p>鉄骨いなりや铸物汁など川口にちなんだ料理を提供するなどしている。子どもたちにとっては、給食を通じて地元産の食材や文化について学ぶことができる貴重な時間となっている。</p> <p>このように、学校給食は大変重要な教育活動の一環であることから、未来を担う子どもたちが元気に成長できるよう、物価高騰への対策を講じる必要性については十分認識しているところである。</p> <p>議員提案の地方創生臨時交付金の活用について前向きに検討し、物価高騰による保護者負担を少しでも軽減できるよう取り組んでいく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在の物価高騰については学校給食にも影響が及んでいる状況であり、よく使用する食材では、オムレツや厚焼き玉子が2年間で1割以上上昇している。</p> <p>献立や仕入れに関しては、味付けされた加工品を使用せず揚げ物の衣付けを手作業にする、また、カット野菜を生野菜に変更して調理員がカットするなどの取り組みをしているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市で学校給食の無償化を実施することとなった場合、概算で19億円程度の財源が、毎年度発生する見込みであり、無償化の実施には、財源を確保し続けることが課題と</p>
---	---

<p>最上 祐次 議員（青嵐）</p> <p>1 子供たちのマスク着用について  (1) 児童、生徒の現在のマスク着用について</p> <p>（要望）</p> <p>マスク不要の留意事項が通知されたが、この2、3年間子供自身がマスクに慣れ、外したがない現状も見受けられる。今年の夏も恐らく猛暑になるであろう。熱中症予防の観点から保護者に対し繰り返し現在の状況を説明し、ご理解いただくようお願いしたい。</p>	<p>なってくるところである。</p> <p>このことから、無償化の実現は難しいものと認識しているが、地方創生臨時交付金の活用も検討し、物価高騰による保護者負担を少しでも軽減できるよう検討していく。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 従前より学校生活においては、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合や体育の授業においてはマスクの着用は必要ないとしている。</p> <p>この度、文部科学省及び埼玉県教育委員会から、熱中症リスクが高まる夏季に向けて、体育の授業、運動部活動、登下校時などマスクの着用が不要な場面とその際の留意事項が示されたことから、各校へ令和4年5月27日に通知したところである。</p> <p>今後においても、熱中症対策と感染症対策を両立しながら、児童生徒の健康を第一に考えた教育活動を継続できるよう指導をしていく。</p>
--	---

<p>(2) マスクができない子供への配慮について</p> <p>(要望)</p> <p>マスクができない子供たちへの配慮で心配なのは低学年である。先生と子供だけでなく、マスクができる子供たちの保護者に対して保護者会などで丁寧な説明やプリントの配布などの対応をお願いしたい。</p> <p>(3) 学校給食における黙食について</p> <p>・文部科学省の衛生管理マニュアルと、埼玉県教育委員会の通知の捉えについて</p> <p>(要望)</p> <p>急に状況を変えるのは現場も難しいのは理解している。感染の状況が好</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 病気や障害など身体的な理由等により、学校生活においてマスクを着用できない児童生徒がいることは確認しているところである。</p> <p>具体的な対応は一人ひとり異なることから、学校長や担任が、マスクを着用できない児童生徒と着用している児童生徒双方と向き合うことで互いの理解を深め、また保護者の理解を得ながら、いじめや差別につながらないように配慮しているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な役割がある一方、感染のリスクが高い活動でもある。</p> <p>文部科学省の衛生管理マニュアルでは、「大声での会話を控える」とされているが、埼玉県教育委員会の通知によると、「食事での会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること」とされている。</p> <p>このことから、本市においては、現時点では給食の時間は黙食を実施している。</p>
---	---

<p>転したと判断したら、市長判断とは異なるが、即座に黙食を解除していただきたい。</p> <p>感染対策が第一でマスクを着用する一方で、成長期の子供たちは口の周りの表情で相手の感情を理解していくと言われている。感染防止も重要であるが、保護者や学校で協力しながら積極的に気持ちを伝える機会を作っていただきたいと要望する。</p> <p>芦田 芳枝 議員（公明）</p> <p>1 健康について  (2) 生理用品の設置について  ア 学校の女子トイレへの設置について</p> <p>(要望)  生理用品の学校の女子トイレへの設置について、大規模校への配慮、設置状況の確認、事業の継続を要望する。</p> <p>(3) 不妊予防支援について  ア 児童生徒への月経にともなう諸症状の把握について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 市立学校における生理用品の配布については、令和3年4月、災害備蓄品を活用し各校へ配布した。</p> <p>今年度は当初予算に予算計上して新たに購入したものを各校へ配布し、保健室とトイレへの設置について通知したところである。</p> <p>今後も、児童生徒の背景にある様々な事情へ配慮し、安心して学校生活を送れるように支援していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 女子児童生徒の月経異常や月経随伴症状といった月経に伴う諸症状について、学校が児童生徒や保護者と情報を共有し、健康相</p>
--	---

<p>(要望)</p> <p>保健調査票等に月経に関する調査項目を追加することについて、早期の取り組みを要望する。</p>	<p>談や保健指導の実施、産婦人科医等への相談や治療につなげる必要があると考えている。</p> <p>児童生徒が月経に伴う不調や不安を相談しやすくするために、保健調査票等に月経に関する調査項目を追加することについて、学校医等と相談をしながら進めていく。</p>
---	--

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和4年 6月市議会定例会)

教育総務部 文化推進室

質 疑	応 答
<p>議案第49号 令和4年度川口市一般会計補正予算（第2号）            第1条第1表 歳入歳出予算補正の内            △ 歳出の部 第10款 教育費            △ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目            第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;            (益田 みなみ 委員)            リリアの大規模改修とあわせて文化施設の増設を検討する理由は。</p>	<p>&lt; 応 答 &gt;            (文化推進室長)            リリアとの相乗効果が期待できることに加え、文化芸術の拠点として施設の集積が図れること、多くの彫刻が設置された川口西公園との一体感を形成できることなどの利点があると考えられることからである。</p>
<p>(益田 みなみ 委員)            12節委託料の基本調査委託料の内容はどのようなものか。</p>	<p>(文化推進室長)            リリアの隣接地における、建設の可能性、施設配置、概算工事費などについて、調査、検討を行うものである。</p>
<p>(益田 みなみ 委員)            美術館建設基本計画は、庁内での会議や、パブリック・コメントなどの手順を経て策定されているが、候補地が変更となる場合は基本計画を改定することになるのか。</p>	<p>(文化推進室長)            候補地が変更となる場合は、必要な手続きをとっていく。基本計画については、美術館のコンセプトは維持し、候補地の変更とそれに伴う最小限の変更を行うものと考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>基本計画を変更するための必要な手続きとはどのようなものか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>庁内会議、庁議として部長会議、パブリック・コメントなどを行い、市長決裁を受ける。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>審議会での議論を経て決まった建設地を変更する理由は。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>審議会答申では場所の特定はしていない。西公園の立地が、リリアとの相乗効果、文化施設の集積、西公園に配置された多くの彫刻との一体感の形成など、建設に適していると考えられることから、候補地として調査、検討を行うものである。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>誰の権限で変更するのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>まだ変更すると決まっていない。</p> <p>最終的には市長決裁を受けるものと考えている。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>場所を変更するのに審議会は必要ないのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>審議会答申では、場所は特定されておらず、齟齬は生じないため、その必要はないと考えている。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>基本計画では場所は決まっていたのではないか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>昨年6月に策定した基本計画では、栄町3丁目11番地区で建設を目指すとしている。</p>

質 疑	応 答
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>1年かけて決めた場所を、簡単に変更するのはいかなものか。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>基本計画では、栄町3丁目11番地区で建設を目指すとしている中で、新たな候補地の提案もあり、基本計画の美術館のコンセプトを踏まえたいで、調査、検討を行うものである。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>審議会を軽んじ、また、行政手続きを軽視しているのではないか。</p> <p>建設地を変更しても、予算は変わらないとの答弁があったが、その根拠はどのようなものか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>建設に要する経費については不明であり、今後概算工事費等について、調査を行っていく。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>審議会の時に、栄町3丁目での建設の概算額は出ていたのではないか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>審議会の議論の中ではあったが、答申では額が入っていない。</p>
<p>(木岡 たかし 委員)</p> <p>概算額は出ていたのではないか。また、今議会でも答えていたのではないか。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>栄町3丁目11番地区の概算額は出ていない。</p> <p>また、建設地の変更による影響として、栄町3丁目11番地区では、市所有地の権利変換による建設コストの縮減。リリアの隣接地では、一体的な整備により、スケールメリットによるコストの縮減が考えられるとして、建設費の額については答えていない。</p>

質 疑	応 答
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>優位性が認められた場合とのことだが、なにをもって優位性を判断するのか。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>美術館のコンセプトを具現化するための、整備の実現性、立地や機能の充足、費用対効果を含む市の財政負担等を比較、検討し優位性を判断する。</p>
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>市民の意見を反映させることはできるか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>パブリック・コメントを行い、意見を募集する。</p>
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>最終的にどこが判断を行うのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>庁内会議、部長会議を経て、市長決裁によることとなる。</p>
<p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p>	
<p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数により可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和4年 6月市議会定例会)

教育総務部 文化推進室

質 疑	応 答
<p>議案第54号 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(柳田 力 委員)</p> <p>今回の条例の改正によって、アートギャラリーへの指定管理者導入の効果はどうなのか。</p> <p>(柳田 力 委員)</p> <p>公の施設であるアートギャラリーの管理運営が指定管理になることで、これまでどおりの開館時間や市民利用の公平な確保ができるのか。</p> <p>(柳田 力 委員)</p> <p>アートギャラリーを指定管理にすることで、経費がどのくらい削減になるのか。</p> <p>(柳田 力 委員)</p> <p>現在のアートギャラリーに掛かる運営費はどのくらいなのか。</p>	<p>&lt; 応 答 &gt;</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>アートギャラリーは、施設の管理・運営に加え、事業の企画の比率が大きいため、民間事業者が持つノウハウを活用することで、より市民の文化芸術活動の推進に繋がるものと考えている。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>条例などで規定されており、指定管理者もそれに従うこととなっている。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>人件費の削減が見込まれる一方、新たな企画展の開催などによる費用の増額があり、全体では10%程度、削減されると考えている。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>年度ごとに異なるが、7,000万円程度である。</p>

質 疑	応 答
<p>(柳田 力 委員)</p> <p>アートギャラリーが指定管理になることで、執務スペースの移動があると思われるが、現状についてどのように考えているのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>執務スペースの移動について、関係部局と調整しているが、決定していない。</p>
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>学芸員の配置はどうするのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>市で所蔵している作品の管理・運用は学芸員が行わなければならないため、これまでどおりの配置を考えている。</p>
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>指定管理を導入することで、今まで市独自で実施してきた事業は、今後どのようにするのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>市と指定管理者の協議の中で実施する事業を決めていくため、市が必要と考えている事業は、協定書に盛り込み、指定管理者に実施してもらう。</p>
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>意見であるが、この条例が可決されれば、指定管理者になっていく訳だが、今後の事業として、文化芸術に出来る限り市民がふれあう機会や、文化芸術を展示する場の提供、また、文化芸術を志す、市民の活動機会を確保していただきたい。さらに、このような事と同時にそれを確保するための予算の拡充を検討いただきたい。</p>	

質 疑	応 答
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>平成18年に開館し、16年が経過するが、今まで指定管理を導入することを考えたことはあるのか。指定管理を導入する理由はなにか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>今まで、指定管理者を導入することは検討されていない。しかしながら、事業の企画の比率が高く、民間のノウハウの活用による効果が高いため、指定管理者制度を導入したいと考えている。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>ここ3年間の入場者数はどのくらいか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>新型コロナウイルスの影響で入場者数は減っているが、令和3年度は16,773人、令和2年度は12,443人、コロナ前の令和元年度は53,430人である。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>指定管理者はどのような団体を考えているのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>美術関係事業者やイベント関係事業者などを考えている。</p>
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>16年間運営しているが、どのくらい貸しギャラリーの利用があるのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>貸しギャラリーの利用は、年間42日程度で、3室あるので、年間126コマを貸しギャラリーとして提供している。</p>
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>年間42日であるが、指定管理になって、どのくらい提供できるのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>貸しギャラリー事業は、市の方から指定管理者に示さないといけないと考えている。今までより利用の機会が減るのは避けたいため、42日程度</p>

質 疑	応 答
<p>(大関 修克 委員)</p> <p>これ以上になるとは思っているが、出来れば場所もいいし、大きく発展するように色々なチャンスを与えられる施設運営を要望する。</p>	<p>を考えている。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>指定管理者の選定に実績などの条件を付けるのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>実績は条件としていない。但し、市の指定管理者制度運用指針の中で、市内・準市内事業者と規定されているため、そのように考えている。</p>
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>指定管理者を決定する手順は、どのように考えているのか。</p>	<p>(文化推進室長)</p> <p>先ず、教育総務部指定管理者候補者選定専門委員会で書面審査の後、事業者にプレゼンテーションをしてもらい、候補者と次点候補者を選定する。その後、市の指定管理者候補者選定及び評価会議で審議して、12月議会に指定に関わる議案を提出する。</p>
<p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p>	
<p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員により可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和4年 6月市議会定例会)

教育総務部 文化財課

質 疑	応 答
<p>議案第55号 川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>今回の条例改正の目的は何か。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>文化財課と文化推進室で合わせて、指定管理を行う理由はなぜか。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>旧田中家住宅では、端午の節供や桃の節供に展示会を開催しているが、このような市が主催している展示会は今後どのようなようになるのか。</p> <p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>入場料は指定管理者の収入になるのか。また、入場料の金額は変わらないのか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>旧田中家住宅において、市民が郷土の歴史について学習する機会を増やし、理解を深めるために、民間活力を導入し、より効果的・効率的施設運営を行うためである。</p> <p>(文化財課長)</p> <p>企画展等を開催する際も、両施設を相互利用する等、それぞれの場所を更に有効に活用することができるためである。</p> <p>(文化財課長)</p> <p>現在、それぞれの節供に関する展示会を行っているが、これについては、協定書に盛り込み引き続き指定管理者が行うこととしたい。</p> <p>(文化財課長)</p> <p>指定管理者の収入になる。なお、金額は条例に規定する額を上限とするものである。</p>

質 疑	応 答
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>指定管理料の予定額はいくらか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>樹木管理や清掃等の管理費と、受付等の運営業務委託料の合計を参考として管理料を設定したい。</p>
<p>(榊原 秀忠 委員)</p> <p>今後の建物の修繕についてはどう考えているか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>旧田中家住宅は、令和4・5年度に洋館等の調査工事委託、令和6年度から耐震補強工事を予定しており、その状況で修繕工事も実施の予定である。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>旧田中家住宅は、平成18年に開館したが、現在の管理委託はどのようなものか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>入館者の受付業務、端午の節供及び桃の節供の補助、年に1回の委託業者企画のイベントである。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>現在、駐車場には何台の車が駐車できるか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>10台程度である。</p>
<p>(福田 洋子 副委員長)</p> <p>今後、指定管理になって来館者が増加すると、駐車場が足りなくなると思うが、どのように考えているか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>近隣の駐車場スペースを調べる等検討したい。</p>

質 疑	応 答
<p>(井上 薫 委員)</p> <p>耐震補強工事は、どのような予定か。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>令和4年度は煉瓦塀（南側）耐震補強工事と、洋館等の調査を行う。洋館等については調査の後工事を実施するが、その間は休館となる。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>旧田中家住宅の入場料はいくらか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>一般210円、小中学生50円である。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>ここ3年間の年間入館者数は何人か。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>令和元年度は約6,500人、令和2年度はコロナ禍で約3,100人、令和3年度は約3,600人である。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>今までに比べてどれ位の経費の削減を見込んでいるか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>今回の指定によって10%程度の経費が削減されると考えている。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>指定管理になると、入場料は今までと同じか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>入場料については、現在の入場料が上限となるが、協議によって指定管理者が下げることは可能である。</p>
<p>(石橋 俊伸 委員)</p> <p>指定管理となり、様々な記念グッズを販売しているケースが見られるが、この指定管理はどうか。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>グッズの販売によって施設のPRにつながることから、指定管理者から提案があれば、販売の</p>

質 疑	応 答
<p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	<p>内容等について、市と協議を行うこととなる。</p>

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和4年 6月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
<p>議案第49号 令和4年度川口市一般会計補正予算（第2号）            第1条第1表 歳入歳出予算補正の内            △ 歳出の部 第10款 教育費            △ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目                              第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;            (益田 みなみ 委員)            16ページの5目 放課後児童対策費に関わり、10節 需用費の修繕料の内容は、どのようなものか。              (益田 みなみ 委員)            同じく、放課後児童対策費の17節 備品購入費の事業用器具費の内容は、どのようなものか。              &lt; 討 論 &gt;            なし。              &lt; 採 決 &gt;            起立者多数にて可決。</p>	<p>(学務課長)            換気のための網戸の設置や抗菌・抗ウイルスの畳、密を避けるために学校から借用した部屋が離れている際に使用するインターホンの設置等を予定している。              (学務課長)            クラブ室内における密を避けるため、学校から借用した部屋等で使用するための机や椅子のほか、支援員が大きな声を出さなくても済むように、ワイヤレスアンプを購入する予定である。</p>

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和4年 6月市議会定例会)

学校教育部 学校保健課

質 疑	応 答
<p>議案第49号 令和4年度川口市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△ 歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△ 歳入の部 第16款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第8目</p> <p>第17款 県支出金 第2項 県補助金 第8目</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

議案第 9 2 号

川口市学校給食運営審議会への諮問について

このことについて、川口市学校運営審議会条例（昭和 5 3 年条例第 5 7 号）第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり諮問をするため、議決を求める。

令和 4 年 7 月 2 1 日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

学保発第 号  
令和4年 月 日

川口市学校給食運営審議会長 様

川口市教育委員会

学校給食費の改定について（諮問）

このことについて、本市の学校給食は、平成26年度の消費税改定に伴い学校給食費を改定して以来、金額を据え置いて提供しています。また、消費税の改定を加味しない実質的な価格の見直しは、平成22年度以来実施しておりません。この間、県下統一価格である主食及び牛乳価格が上昇しているのに加え、昨今のウクライナ情勢や円安の進行等に起因する、原油価格・物価高騰等が学校給食にも影響を及ぼしているところでございます。

このような状況のもと、献立内容の工夫や調理工程の見直しなどにより、安全安心な学校給食の提供に努めているものの、現行の学校給食費で質を保った給食を提供し続けていくことは難しい状況になっております。

つきましては、今後も児童生徒に安全安心で、魅力ある学校給食を提供し続けていくため、適切な学校給食費について専門的分野から広くご審議いただきたく、川口市学校給食運営審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。